

まいでまぎらわしいところがないかどうか、協約がどの程度まもられているか、女子に関係ある規定には、どんなものがあるか、——賃金、手当、雇入れ、解雇、停年制などについての男女差別をしない規定があるか、女子に特殊な條項として産前、産後の休み、育児時間、生理休暇、休憩時間、深夜業、休日作業の禁止、などの規定があるか、——などをしらべます。この際第二回研究会のためにあつめた資料や講演の記録を参考にします。

第五回研究会

一 研究会の収穫をしらべる 一

前四回の研究会で労働協約のことを、どれだけおぼえたか整理してみます。そして研究会として、自分のところの協約に改正したい点や削除したい箇所や、あらたにつけ加えたいことなどがあつたらきめます。そしてそれを、組合の婦人部や執行委員会のような組合の機関にかけます。協約がまだないところでは、この問題を研究するための委員会をつくるように組合の機関に要望することが出来ます。

これで労働協約について一通りの研究ができました。

みなさんの研究の概要は 1) 労働協約とはどんなものか、2) つかつた参考資料にはどんなものがあるか、3) 講師の話の内容はどんなものか、そして講話のときにはどんな質疑応答があつたか、4) 研究の収穫はどんなものがあるか、などについてかんたんに組合ニュースにのせたり、謄写版ずりして他の組合員の参考にします。

労働協約は組合運動の鍵の一つです。

注意

- △ 研究会は晝休みか終業後にします。
- △ 所要時間をはじめにきめて厳守します。
- △ 書記は毎回はじめに記録によつて前回の概要を報告します。
- △ 議長は会合のおわりにその会の内容をまとめて確認しておきます。
- △ みんなが何かの役割をもつように分担をきめます。

参 考 資 料

労働組合法の詳解

労働省 労政局長

改正組合法に基く規約と協約

労働省 労政局

団体交渉と労働協約 (幻 燈)

労働省 労政局

発言の手帖

討議の手帳

労働組合の婦人部について

ご存じですか? 組合運動の鍵を

労働省

婦人少年局

— 団体交渉 —

— 組合総会 —

— 組合規約 —

お時さんと組合 (紙芝居)

労働省婦人少年局

東京都千代田区代官町一

リーフレット No. 11

杉田屋印刷株式会社印行

女子組合員のみなさん!



ご存じですか?
組合運動の鍵を



労働協約

組合をつくるものは男女両組合員です

組合が

強くなるには、………民主的であることです。

民主的であるには………みんなが組合員の義務を果すことが大切です。

みんなが義務を果すには………男子も女子も協力しなければなりません。

婦人が組合員としての義務を果すには
組合とは

どういうものか 何をするものか そして どんな方法で するのかを知る必要があります。

それでは組合運動の鍵をご存じですか？

労働協約は組合運動の鍵の一つです。

労働協約についてはつぎのような研究会を五回ひらいて勉強してください。

第一回 研究会

—労働協約のことをどのくらい知っているかしらべる—

まずみなさんは婦人組合員の有志で研究会を組織します。

そして第一回会合では議長と書記二名をえらびます。議長はじめに研究会の人たちが、労働協約についてどの程度の知識をもっているかをしらべるために

1) 労働協約とはどんなものか 2) その目的はなにか、
3) 自分の組合に協約があるかどうか 4) あるならその内容はどんなものか 5) どんなにして結ばれたか などについて
みんなが知つていることを発表させます。そして次回までに地方の労政課や労働基準局、婦人少年局や中央労働学園などに直接いか、手紙を出すかして労働協約に関する参考資料（裏面のリスト参照）をあつめてくることにし、それぞれ紙芝居、幻灯、リーフレット、パンフレット、書籍などを、あつめてくる人をきめておきます。めいめいの集めてくる資料には目をとおし、必要な準備をしてくることにします。議長はあと四回の研究会の計画をはなし、会員の賛同を得ます。そして、会合の終りにはみんなが出した意見を整理し、つぎの研究会の日時と場所をきめます。書記は、研究会の次第を記録にとります。

第二回 研究会

—資料による研究—

あつめた資料をもちよります。きめてあつたとおりに紙芝居や幻灯などを借りてきた人たちから、まず実演や映写をします。これは手がるに目から労働協約の概念をあたえますから、便利です。つぎにリーフレット、パンフレット、書籍などをあつてきた人は協約に関するところをかいつまんではなします。そのあとで議長はみんなに疑問の点をあげてもらいます。そして研究会の人たちの間で説明できることは互いに説明しあいます。なお、疑問としてのこつたことがらは、次回に講師をまね

いて説明をもとめることにし、誰を講師にえらんだらよいかみんなにはかります。たとえば組合の幹部、学者、労政課係官などから二、三候補者をきめ、議長は次回までに交渉して来てもらう人を、一人きめておきます。講師には講義してもらいたい点、研究会でとけなかつた疑問などをはつきりはなしておきます。議長はつぎの会には自分のところの協約を会員のため用意してきます。

第三回 研究会

—講話と質疑応答—

議長が司会者となつて講師を紹介します。そして、はじめに講師から協約について30分ほど話をしてもらい、そのあとで質問にはいります。疑問の点は講師に満足いくまで説明してもらいます。そしてつぎの研究会には自分のところの労働協約を、家で勉強してきて自分の意見をのべ、討議ができるようにしてやることにします。協約のないところでは、労政事務所や労働委員会から婦人労働者の数の多い組合の協約を手に入れて勉強してきます。

第四回 研究会

—自分の組合の協約の検討—

自分の組合の協約（または他の組合の協約）を逐條検討します。そして、あなたのところの協約が理想的であるかどうか、あい